

通達甲（地・総・企）第8号

平成13年12月26日

存	続	期	間
---	---	---	---

各 所 属 長 殿

地 域 部 長

警視庁警察署地域警察運営規程の運用について

このたび、警視庁警察署地域警察運営規程（昭和44年10月15日訓令甲第28号。以下「規程」という。）の一部が改正され、平成14年1月1日から施行されることに伴い、規程の運用については、次によることとしたから、誤りのないようにされたい。

おって、警視庁警察署地域警察運営規程の運用について（昭和53年9月25日通達甲（ら・総・企）第1号）は、廃止する。